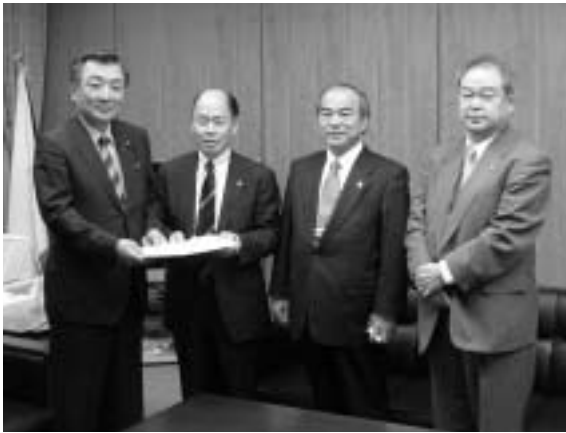


全国特例市連絡協議会総会が開催されました

会長に土屋市長を選任

全国特例市連絡協議会の平成17年度総会が5月13日、全国都市会館(東京都千代田区)で開かれ、全国40の特例市のうち、32市の市長らが出席しました。

全国特例市連絡協議会は、平成12年11月に特例市指定第1号となった10市(函館・盛岡・小田原・大和・福井・甲府・松本・沼津・四日市・呉の各市)が集まり、『特例市相互の連携のもと、特例市の行政の円滑な運営および進展を図り、地方分権を推進するため』に設立されました。同協議会には現在40市が加入し、年1回の総会や総務大臣との懇談会のほか、地方分権推進部会、財源確保推進部会を



松本総務大臣政務官へ要望書を提出

開催し、地方分権を推進するための調査研究活動や、国への要望活動などを行っています。

今回の総会では、今年度の事業計画や「災害時相互応援に関する検討会」の設置などが決められたほか、会長に土屋侯保大和市長、副会長に坂口善雄吹田市長、岡村幸四郎川口市長を選出。土屋会長は「地方分権は進んできているが、市町村の数が減るなど重要な局面を迎えている。これからは、全国特例市連絡協議会が地方分権推進のけん引役となるよう、頑張っていきたい」と抱負を述べました。

総会終了後、協議会を代表して土屋会長らが首相官邸などを訪問。内閣総理大臣、総務大臣などへ地方分権の推進に関する要望書を提出しました。

特例市・平成12年に創設された、人口20万人以上の市を対象とする分権推進の核となる都市制度。一般の市よりも多くの事務権限が与えられ、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指します。

問い合わせは、市役所企画政策課総合政策担当、☎(260)5318、✉saisa@c-ho.

市立病院運営審議会委員を募集

市立病院の増改築や、その他運営に関する基本的事項について、市長の諮問に応じて調査・審議する「大和市立病院運営審議会」の委員を募集します。

対象/定員 20歳以上の市内在住者/3人以内

任期 10月～平成19年9月の2年間

審議会 原則平日の昼間に開催

申し込み 7月25日(月)必着(までに住所、氏名、年齢、性別、電話番号、職業、応募の動機と市立病院の在り方に

関する意見(800字程度)を明記し、郵送で〒242-8602市立病院総務課へ。同審議会は、ほかに大和市医師会からの代表など、市長から委嘱された委員で構成されています。結果は、9月上旬までに応募者全員に通知します。なお、応募書類は返却しません。

問い合わせは、市立病院総務課庶務調整担当☎(260)0111、✉b-soumu@.

大和市障害者自立支援センターの指定管理者を募集

市は、大和市障害者自立支援センターを管理する指定管理者を募集します。

対象 法人その他の団体(個人の応募はできません)

指定期間 来年4月1日～平成23年3月31日の5年間

業務内容 障害児者の相談支援と障害者の就労訓練支援に関する業務、同センターの運営に関する業務のうち、市長が必要と認める業務

申し込み 8月10日(水)まで(土・日曜日、祝日を除く・午前8時30分～午後5時15分)に応募書類を直接保健福祉センター(障害福祉課)へ。

7月11日(月)午後1時30分～3時に保健福祉センターで全体説明会を開催します。当日直接会場へ。個別説明も随時受け付けていますので、事前にご連絡ください。

募集要項は障害福祉課で配布しているほか、市のホームページ(<http://www.city.yamato.lg.jp/s-fuku/index.htm>)にも掲載しています。

問い合わせは、保健福祉センター障害福祉課障害福祉担当☎(260)5665、✉s-fuku@.

育てていく市民の自治

大和市自治基本条例施行シンポジウムを開催

大和市自治基本条例の施行にちなみ、5月21日、保健福祉センターで、シンポジウム「大和市自治基本条例施行 育てていく市民の自治」が開催されました。

大和市自治基本条例をつくる会 太田善夫会長・以下、つくる会」と市の共催で行われた今回のシンポジウムは、始めに「大和市自治基本条例ができるまで」と題したスライドを上映。つくる会の発足から条例施行までのPI活動のようすなどが紹介されました。

続いて、明治大学公共政策大学院の村上順教授が「分権時代と自治基本条例」をテーマに基調講演を行ったあと、パネルディスカッションの部へ。古木勝治市議会議長、県立大和高校3年大崎舞子さん、明治大学政治経済学部牛山久仁彦助教（つくる会学識経験者メンバー）、太田会長、土屋市長の5人のパネリストが、自治基本条例に対する評価とこれからなどについて活発な意見を交わしました。中でも、大崎さんの「だれもがいろいろなことに参加できる仕組みづくりをお願いしたいです。わたしはその仕組みをつくることから積極的に参加していきたい」と思います」という発言には、会場から大き



な拍手が送られました。

市は今後、住民投票条例、市民参加条例などを策定し、真の市民自治を推進するための具体的な仕組みづくりを進めていきます。

PI（パブリック・インボルブメント）…「案」をつくる段階から市民が意見表明できる機会を設け、市民相互の議論を経て合意形成を目指す手法。

「ドキュメント・市民がつくったまちの憲法」を発売

大和市自治基本条例制定の集大成として「ドキュメント・市民がつくったまちの憲法」大和市自治基本条例ができるまで」を刊行しました。この本は、市民、市議会、市長（行政）の三者の協働により、大和市自治基本条例ができるまでの、3年間の紆余曲折をつづったドキュメントです。さまざまな人と地域を対象とした意見



たつくる会の皆さんの奮闘ぶりが伝わります。ぜひ手に取ってご覧ください。A5判、223ページ、1,800円（税込み）。一般書店および市役所地下売店で販売しています。

問い合わせは、市役所分権強化推進担当 ☎(260)5359、☒bankenへ。

住宅防音工事の対象区域が見直されます

住宅防音工事の助成は、航空機騒音の防止・軽減を図るための周辺対策として、防衛施設庁が「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づいて実施している事業です。このたび、約20年ぶりに厚木基地周辺の住宅防音工事対象区域（第一種区域）の見直しが行われます。

この見直しは、昭和61年9月に区域が見直されてから約20年が経過し、NLPの大部分が硫黄島で実施されるなど、航空機の騒音状況に変化があることや、平成14年7月に飛行場周辺における環境整備の在り方に関する懇談会から、計画的に騒音調査を行い、区域の見直しを図る旨の提言を受けたことなどにより、国

が実施するものです。

今回の見直しにあたり、国から平成15年度および同16年度に実施した騒音調査結果の概要や、第一種区域のイメージ図などが周辺自治体に示されました。

厚木基地周辺では、第一種区域内にある昭和61年9月10日までに建設された住宅が防音工事助成の対象となつていますが、今回の見直しに併せて、告示日後住宅（昭和61年9月11日以降に建設された住宅）を対象に、防音工事を順次実施する方針であることなどが明らかにされています。

なお国は、告示に向けて作業をすすめています。対象区域の詳しい図などは

示されていません。

市では、これまでも大和市基地対策協議会などを通じて、市内全域・全家屋を防音工事の対象とするよう求めてきました。今後も、対象地域の拡大を含めた住宅防音工事の拡充を国に求めています。

住宅防音工事の助成は、国が実施している事業です。詳しくは、横浜防衛施設局へお問い合わせください。また国は、ホームページ（<http://www.dtaa.go.jp/yokohama/yokohamakyoku.htm>）で情報を提供しています。

問い合わせは、横浜防衛施設局施設対策第4課 ☎045(211)7113へ。